

## 請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

年 月 日

日本解体法案である「夫婦別姓(選択制別姓)」について反対いたします。

### 【反対理由】

1) 個人を過度に優先する思想は家庭崩壊を促進する恐れがある。

夫婦が別々の氏(姓)を名乗る事は従来国で定めていた「家族」の定義を変えかねず、これまでの家族観を根底から覆し、日本の国柄を変質させる恐れがある。変えたい人だけ変えれば良いという話ではない。

2) 大人の都合の議論のみで、子の氏(姓)についての議論が不足している。

子の姓を、父の姓で統一するか母の姓で統一するか、または個別に選択するのか、出生時に暫定的にどちらかに決め、ある年齢になったら子ども自身に選択させるのか、その全てにおいて議論が不足している。子・孫の姓の取り合いで深刻な家族間対立を発生する懸念があり、子どもの教育上好ましくないと考えられる。

3) 無責任な個人主義や中途半端なりベラリズムに法的後ろ盾を与えてしまう。

現代日本社会は旧来に比べ、家庭・地域社会の機能が損なわれており、それを原因とした様々な不都合や犯罪が多発している。背景になっているのが「家族・親族という共同体の機能よりも個人の嗜好や趣味や楽しみが優先」という誤った個人主義観の蔓延だと言われて久しい。現状において、家族崩壊を予想させる夫婦別姓が施行されれば、この誤った個人主義観を法律や社会や政治が公認したかのような錯覚を与え、錯覚した人たちを助長させ、犯罪の増加・凶悪化に歯止めが利かなくなる恐れがある。

4) 明確な必要性がないので制度化する必要も無いと思われる。

婚姻時の姓の選択は夫の氏か妻の氏となっており、男女不平等にはあたらない。職業上の不便などは旧姓の通称使用で概ね解決が可能であるし、それで解決できない場合は、各業界・組織・団体、あるいは個別法規の改正こそが必要なのであって、民法改正の必要性はない。

以上、上記4項目の理由により反対します。

住所：  
氏名： (印)  
年齢： 歳